

諮問番号：諮問第 169 号

答申番号：答申第 169 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡市東福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおりである。

(1) 収入認定が違法か否かの判断は障害年金生活者支援給付金（以下「本件給付金」という。）が法第 4 条第 1 項の資産等及び第 8 条第 1 項の金銭等に当たるか否かの法律解釈の問題である。

そして、要保護者が金銭等を取得する場合、当該金銭等の給付者、給付根拠、要件、目的、効果その他の客観的諸事情を総合考慮の上、法の趣旨に照らして当該金銭等が最低限度の生活維持に活用すべきものであり、その余の方途に活用することが許されないか否かによって、当該金銭等が法第 4 条第 1 項の「利用し得る資産等」あるいは法第 8 条第 1 項の「金銭等」に当たるか否かを判断すべきとされる（名古屋高裁金沢支部平成 12 年 9 月 11 日判決）。

(2) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）第 16 条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（障害の程度が国民年金法第 30 条第 2 項に規定する障害等級の 1 級に該当する者として障害基礎年金の額が計算されるものにあつては、給付基準額の 100 分の 125 に相当する額（その額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）」とする。」と定めている。

すなわち、本件給付金は、障害等級が1級であれば増額することが示されており、単なる所得保障の意味ではなく、障害者等の福祉を図るという目的が大きい。

実際、消費税増税に伴い、障害者がヘルパーなどの介護者に料金を支払う金額が大きくなるため、本件給付金はその増えた出費を賄うために用いられることが企図されているはずである。仮に本件給付金が収入認定されるのであれば、消費税増税に伴う出費（介護費用等）の軽減を図るという同給付金の目的が達しないことになる。

(3) したがって、本件給付金は、生活保障の面よりも福祉増進、自立助長の面がより強いものというべきであるから、審査請求人が受給する本件給付金(月額6,250円)をもって法第4条第1項の資産等及び法第8条第1項の金銭等に当たるとみるのは相当でない。

(4) よって、本件給付金を収入認定することは違法・不当であり、これを前提とする保護費減額は許されない。

(5) 処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)及び「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実施するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」(令和元年8月22日付け社援保発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長、年管管発0822第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「給付金通知」という。)の存在を挙げ、本件処分はこれに従っているから適法かつ妥当と主張する。

しかしながら、年金生活者支援給付金は、基礎年金制度とは別個に用意された制度であり、年金と異なり、請求以前に遡って支給されることもない(令和元年12月末までに請求した場合の10月分及び11月分を除く)。仮に基礎年金が収入認定されることが適法であるとしても、年金生活者支援給付金の収入認定の可否は別途慎重に検討されるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項に規定する法定受託事務であり、法令のほか、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）、次官通知、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知）等に基づいて行われており、これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられている。

また、給付金通知のⅡは、年金生活者支援給付金を、次官通知第8の3の(2)のアの(ア)に基づき、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付と同様に、実際の受給額を収入として認定することとしており、同通知は地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言とされている。

以上のことから、処分庁が、生活保護の実施にあたり、本件給付金を次官通知第8の3の(2)に基づき収入として認定することは、法令等の規定に基づいた適切な措置であるといえる。

加えて、恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされていることから、年金生活者支援給付金についても、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付と同様に収入認定することになるため、令和2年2月に支給された年金生活者支援給付金は、同月及び同年3月分の保護費の算定において分割して収入認定することになる。

このことから、令和元年12月13日に振り込まれた本件給付金については、同月分及び令和2年1月分の保護費の算定において分割して収入認定することとなるが、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えない旨が定められている。

また、収入に変動が生じた場合、被保護者にはその旨を申告する義務があるが、処分庁が審査請求人への年金生活者支援給付金の給付を把握したのは令和2年1月31日であり、これに基づき、処分庁は令和元年12月分、令和2年1月分及び同年2月分の保護費の算定における収入充当額を再計算し、合計18,687円の過支給額が生じたため、これ

を令和2年3月分から同年8月分の6か月間の保護費の算定における分割収入額としている。

したがって、審査請求人の同年3月分保護費の算定において、本件給付金のうちの6,250円、令和元年12月分、令和2年1月分及び同年2月分の過支給額合計18,687円を6分割した額3,114円並びに分割により生じた端数3円の合計9,367円を、同月の収入充当額に算入した上で、同年3月1日を保護の変更時期とする本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、本件給付金は単なる所得保障の意味ではなく、障害者等の福祉を図るという目的が大きく、生活保障の面よりも福祉増進、自立助長の面がより強いものというべきであるから、本件給付金を法第4条第1項の資産等及び法第8条第1項の金銭等に当たるとみるのは相当ではないと主張している。

しかしながら、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第1条は、公的年金等の収入金額と一定の所得との合計額が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金を、所得の額が一定の基準以下の障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者に障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給をすとし、年金生活者支援給付金を分類した上で、各給付金の目的について、生活の支援を図ることであるとしている。

そうであれば、本件給付金は、他の年金生活支援給付金と同様の目的で支給されたものであるから、他の年金生活支援給付金と同じく収入として認定することは妥当であり、審査請求人の主張を認めることはできない。

その他、本件処分において違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年8月17日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和4年9月21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件給付金を法第4条第1項の資産等及び法第8条第1項の金銭等に

当たるとみるのは相当でないと主張しているので、この点について検討する。

法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務であり、同法第245条の9第1項及び第3項は、各大臣が法定受託事務の処理についてよべき基準（処理基準）を定めることができる旨を定めている。したがって、その事務の処理については、法令のみならず大臣等による国からの通知にも従うことが求められる。

この処理基準に当たる次官通知の第8の3の(2)のアの(ア)では、恩給、年金等の収入は「その実際の受給額を認定すること」とされており、他方で、同法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たる給付金通知では、「年金生活者支援給付金は、次官通知の第8の3の(2)のアの(ア)により、実際の受給額を収入として認定する。」とされている。

本件処分についてこれをみると、処分庁は、法令及び国からの通知に則って、適正に審査請求人の収入認定を行ったものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子